

記者発表 令和4年9月29日(木)16時00分～	
場所 庁議室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	総務部人事課長 松田 孝行

元ボートレース事業部事業推進課職員による 収賄事件に係る懲戒処分について

このことについて、元ボートレース事業部事業推進課職員による収賄事件に係る事案に関し、地方公務員法の規定に基づき、令和4年9月29日付けで下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

元ボートレース事業部事業推進課企画広報担当副主幹（現人事課担当主幹）畑充彦（以下「畑」という。）は、三重テレビ放送株式会社東京支社営業部の酒井輝（以下「酒井」という。）と共謀の上、津市が発注する電波広告放送業務委託に関し、広告会社が随意契約により受注できるようにするなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨のもと供与されるものであることを知りながら、平成31年1月11日、津市内において、酒井が広告会社の役員から現金18万円を受け取り、畑は、自己の職務に関して賄賂を収受し、酒井は、畑の職務に関して賄賂を収受したものであります。

このため、令和4年9月7日（水）、収賄の容疑で逮捕され、同月27日に罪名収賄により津地方裁判所に起訴されたものです。

2 処分の内容等

被処分者	処分内容
人事課担当主幹 (当時 事業推進課企画広報担当副主幹) 畑 充彦 (46歳)	免職 (地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定による)

3 その他

被処分者を管理監督する立場にあった上司等関係職員に対する処分については、職員からの聞き取りや当該事件に関する起案文書の分析等の処分に必要な事務手続きを経て、決定します。